



Welfare Training

**障害福祉初任者講習会**

# 障害福祉制度の概要と 杉並区の相談窓口

---

～ 困りごとから制度・窓口まで、現場で使える基礎を～

日付 2026年5月25日

講師 障害者施策課 障害福祉サービス係 田邊



# 今日のゴール と 本日の流れ

## 今日のゴール (3つ)



1 利用者の困りごとから  
制度を理解できる



2 制度と相談窓口の関係が  
わかる



3 困ったときの相談先が  
わかる

## 本日の流れ (40分)

- 1 困りごとから制度を知る
- 2 **障害福祉**制度の全体像
- 3 利用までの流れと相談支援
- 4 区の相談窓口 ★
- 5 まとめ

※ 障害福祉サービスの詳細は、この後の別講師が担当します



# 3人の利用者から考えてみましょう

## ケース A



**高橋 健太 さん (仮名)**

35歳

重度知的障害 (愛の手帳2度)

- 入浴の介助が大変
- 日中の居場所がない
- 親の高齢化が不安

## ケース B



**山田 由美 さん (仮名)**

28歳

精神障害 (統合失調症・精神手帳2級)

- 軽作業の場が欲しい
- 日中の居場所がない
- 相談先がわからない

## ケース C



**佐藤 大輝 くん (仮名)**

9歳・小4

自閉スペクトラム症 (精神手帳なし)

- 学童利用中
- 療育も受けてたい
- 相談先がわからない

**? あなたなら、まずどこに相談しますか？**

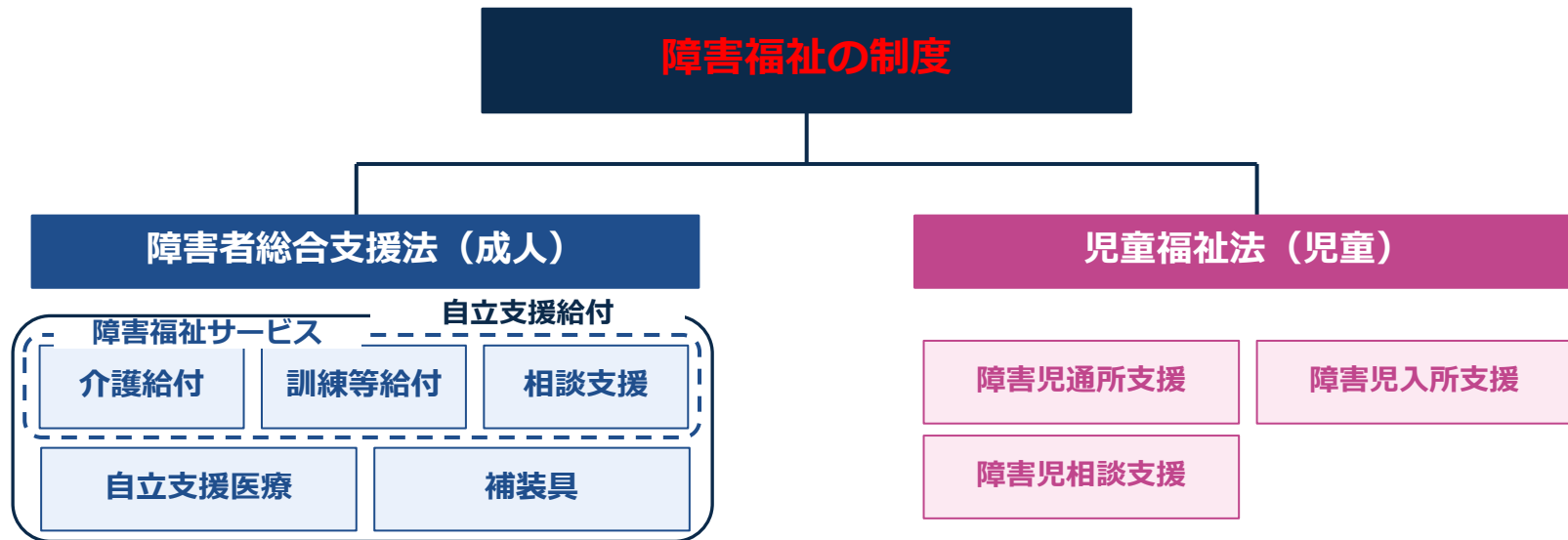
# 困りごと → 支援 → 制度 → 窓口 のつながり



覚えてほしいポイント: 制度は「人を支えるための道具」



# 制度マップ（2系統の法律で支える）



**脚注** 介護給付 = 入浴・排泄・食事などの介護 / 訓練等給付 = 共同生活援助・自立訓練・就労支援などの訓練系サービス

**脚注** 障害児通所支援 = 放課後等デイサービス、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援など



# 障害者総合支援法の制度は 2本柱

## ① 自立支援給付（全国共通）

### 障害福祉サービス

- 介護給付
- 訓練等給付
- 相談支援

- 自立支援医療
- 補装具

## ② 地域生活支援事業（市区町村ごと）

- 移動支援
- 日中一時支援
- 日常生活用具
- その他、区独自のサービス

覚えてほしいポイント：自立支援給付＝全国共通／地域生活支援事業＝市区町村ごと



# 3つのキーワード + よくある勘違い

覚えてほしい3つのキーワード



## 契約制度

措置から契約へ  
本人が選んで使う



## 障害支援区分

支援の必要度を  
6段階で判定



## サービス等利用計画

本人を中心に  
生活全体を計画



## よくある勘違い: 介護保険と障害福祉サービスは同じ?

- 介護保険 = 65歳以上中心 / 障害福祉 = 障害のある人
- 65歳になっても、障害福祉サービスを継続して使える場合があります
- **原則、介護保険が利用できる方は介護保険サービスが優先になります**



# 利用までの流れ (障害福祉サービス)

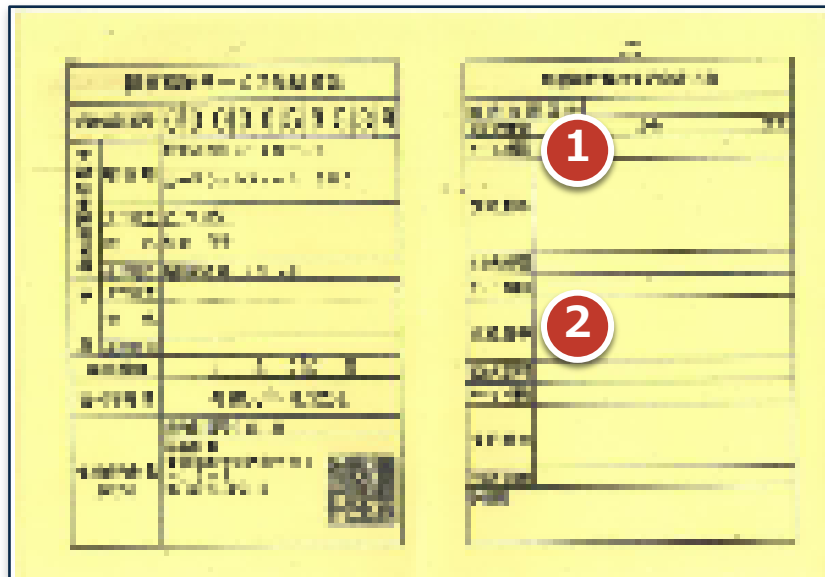


障害支援区分の認定は、介護給付を利用する場合のみ必要（訓練等給付は不要）



# 受給者証の見方

受給者証（おもて面）



受給者証（うら面）



1 サービスの内容

2 支給量

3 特定相談支援事業所

4 モニタリング期間



# 相談支援事業所 = ケアマネ的な存在

令和8年5月現在

18歳以上



特定相談支援事業所

区内 40 所

計画作成 ・ モニタリング ・ 調整

18歳未満



障害児相談支援事業所

区内 30 所

計画作成 ・ モニタリング ・ 調整



介護保険のケアマネージャーに近い役割

利用者と一緒に計画を立て、サービス事業者と連絡調整する「伴走者」



# サービス等利用計画 vs 個別支援計画

	サービス等利用計画	個別支援計画
作成者	相談支援専門員	サービス提供事業者
範囲	生活全般	そのサービス内の支援
役割	全体の地図	現場の実行計画



覚えてほしい: 事業所は「個別支援計画」 / 相談支援は「サービス等利用計画」

CHAPTER 4

# 区の相談窓口



～ 本日の最重点パート～

4つの窓口 / Q&A × 4 / 比較表 / 障害児の相談窓口



# 区の相談窓口マップ（4つの機関）





身体障害者手帳・愛の手帳の申請・手続きは、どこに相談する？

1 障害福祉  
サービス係

2 保健センター

3 基幹相談支援  
センター

4 すまいる

5 特定相談支援  
事業所

※ 精神障害者保健福祉手帳は保健センターが窓口

# 解説 ① 障害福祉サービス係



申請窓口 / ケースワーカー的役割 / まず相談を！

キーワード

申請窓口

ケースワーカー的役割

まず相談を！

## 📋 主な業務

- 障害福祉サービスの申請・相談
- 身体障害者手帳・愛の手帳の申請
- 補装具費の助成

## 👤 使いどころ

- サービスを申請するとき
- 行政との連携が必要なとき
- 手帳の申請・住所変更・再交付

## 😊 事例

- 利用者が障害福祉サービスを希望  
→ まず行政窓口相談  
→ 特定相談支援事業所へつなぐ



現在、福祉サービスにつながっておらず、日中の居場所がなく悩んでいる。あなたなら、まずどこに相談しますか？

1 障害福祉サービス係

2 保健センター

3 基幹相談支援センター

4 すまいる

5 特定相談支援事業所

→ 次のスライドで解説します

# 解説 ② すまいる（地域相談支援センター）



地域のよろづ相談窓口 / 最初の伴走者 / 生活の困りごとを一緒に考える

キーワード

地域のよろづ相談

最初の伴走者

生活全般に対応



## 主な業務

- 日常生活の困りごと相談
- 福祉サービス利用の案内
- 退院支援・地域移行



## 使いどころ

- 何から相談したらいいか迷うとき
- 生活全般の困りごと
- 継続的な伴走が必要なとき



## 実例

- 「何かサービスが必要だけど何が良いか分からない」
- 「精神障害の家族がいてどう対応すれば？」



通所中（作業所）の方が、新たに居宅介護（家事援助）を使いたいと相談があった。どこに相談しますか？

1 障害福祉サービス係

2 保健センター

3 基幹相談支援センター

4 すまいる

5 特定相談支援事業所

→ 次のスライドで解説します

# 解説 ③ 特定相談支援事業所



計画をつくる人 / ケアマネ的役割 / 障害福祉サービスの調整役

キーワード

計画をつくる人

ケアマネ的役割

サービスの調整役



主な業務

- サービス等利用計画の作成
- アセスメント・モニタリング
- サービスの調整・見直し



使いどころ

- 障害福祉サービスを利用する場合は必ず関与
- サービスを追加・変更したいとき
- 計画の見直しタイミング



実例

- ヘルパー利用中の人グループホーム希望  
→ 特定相談が計画を作成・申請



障害のある方への虐待の疑いがある。どこに相談しますか？

1 障害福祉  
サービス係

2 保健センター

3 基幹相談支援  
センター

4 すまいる

5 特定相談支援  
事業所

→ 次のスライドで解説します

# 解説 ④ 基幹相談支援センター



困った時のバックアップ / 多機関連携の調整役 / 虐待・権利擁護の拠点

キーワード

バックアップ

多機関連携

権利擁護の拠点



主な業務

- 困難ケースのバックアップ
- 虐待通報・権利擁護
- 相談支援事業所への助言・研修



使いどころ

- 困難ケース\*に対応するとき
- 複数機関の連携が必要なとき
- 虐待や権利擁護の課題があるとき

\* 困難ケースのバックアップする際は、原則、障害福祉サービス係からつなげます。



実例

- 「虐待の疑い」のあるケース
- 「対応に苦慮するケース」



# 4機関 比較表 (ハイライト)

	すまいる	特定相談支援事業所	基幹相談支援センター	障害福祉サービス係
役割	地域密着型のよろず相談	計画作成 (ケアマネ的)	司令塔・困難ケース対応	行政申請窓口
主な相談	日常生活の困りごと、退院支援	計画作成、調整、見直し	虐待、多機関連携	サービス申請、手帳、補装具
キーワード	最初の伴走者	ケアマネ的役割	バックアップ	まず相談を！



# 障害児の相談窓口

対象	手帳	相談窓口	連絡先
未就学児	あり／なし	児童発達相談係	03-5335-7634
小学生以降	手帳なし／精神手帳 (放課後等デイサービス)	発達障害児相談担当	同上
小学生以降	身障手帳・愛の手帳	障害福祉サービス係	03-3312-2111



18歳未満は児童福祉法ベース。手帳と年齢で窓口が変わります。



# 3人は、こうしてつながりました

導入	第1部	第2部	第3部	第4部 ★	まとめ
----	-----	-----	-----	-------	-----

## Aさん

入浴介助と日中の居場所

- ① 障害福祉サービス係
- ② 特定相談支援事業所

身体介護 + 生活介護

## Bさん

軽作業と日中の居場所

- ① すまいる（まず相談）
- ② B型事業所（見学・選定）
- ③ 障害福祉サービス係
- ④ 特定相談支援事業所

就労継続支援 B型

## Cくん

学童 + 療育を併用したい

- ① 発達障害児相談担当
- ② 障害児相談支援事業所

放課後等デイ（学童併用）

困りごとに合った窓口へ「最初の一步」を。あとは支援者でチームをつくりま



# 明日からできる 3つのこと



1

**「困りごと」に耳を傾ける**

本人と家族の声から始まる支援。



2

**迷ったら すまいる・相談支援事業所 へ**

ひとりで抱え込まず連絡を。



3

**「サービス等利用計画」を一緒に確認**

支給量・モニタリング期間を見直す。



**制度は「覚える」ものではなく「現場で使う」もの。困ったら相談支援専門員や区の窓口へ。**

THANK YOU

# お疲れさまでした

このあとは別の講師から、各サービスの詳細について説明があります。



お問い合わせ

杉並区 障害者施策課 障害福祉サービス係

03-3312-2111